

RED° TOKYO TOWER イベントスペース利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、RED MAKER株式会社（以下「管理者」といいます。）が管理・運営する施設「RED° EVENT SPACE」（以下「当施設」といいます。）を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。

第2条（当施設の利用契約）

- 1 当施設の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）は、本規約の内容を承諾の上、管理者所定の「利用申込書」を管理者に提出する方法その他の管理者所定の方法により、当施設の利用の申込みをするものとします。
- 2 前項の申込みを受けて管理者が当施設の利用を承諾した時に、利用者と管理者の間で当施設の利用契約が成立するものとします。
- 3 ご予約可能な営業日は原則年中無休です。但し、施設・設備の点検等のため臨時に休館する場合を除くものとします。
- 4 予約申込可能期間は、希望期日の半年（180日）前から開始とします。
- 5 次の各号に掲げる者は、当施設の利用をすることができません。
 - (1) 過去に本規約又は当施設の利用契約に違反したこと又は解除されたことがある者
 - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）
 - (3) 次の関係を有する者
 - ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
 - (4) 前各号のほか管理者が不相当と認める者
- 6 利用者はお問合せ時にご利用の目的・内容等をご明示ください。また東京タワー及びテーマパークの運営主旨の都合上、下記業界のご出展及び関連する実施内容は管理者の判断にてご予約をお断りする場合がございます。
 - (1) 「東京タワー」のイメージを毀損するようなもの
 - (2) 宗教、思想、布教活動に関わる団体、行為・ネットワークビジネス、情報商材の取扱い業者
 - (3) 消費者金融、悪徳商法、靈感商法に関わるもの
 - (4) 成人向けコンテンツ、サービス
 - (5) 売春、援助交際等の斡旋につながるもの
 - (6) 風俗サービス（性風俗、キャバクラ、ホストクラブ）等
 - (7) 探偵事務所、興信所等・海外くじ等の政府から認可を受けていないコンテンツが含まれるギャンブル
 - (8) スпамメールの配信を目的とするもの
 - (9) 独自性のあるコンテンツを有さないブランド・プライバシーを侵害する商品、サービス
 - (10) 発火物、爆発物、危険物のお持込、または会場設備に破損・汚損の恐れがあるもの
 - (11) 騒音、振動、臭気を発し周囲に迷惑を及ぼす恐れがあるもの上記以外でご利用の目的・内容に変更があり、その目的・内容について管理者が不相当

であると判断した場合、ご予約後、あるいはご利用中に上記の事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします（この場合、既定のキャンセル料を申し受けます）。また、上記理由によるご利用の取消し、または、中止に伴う損害・責任等については利用者側にてご負担頂きます。

- 7 管理者が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、管理者が指示する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならないものとします。
- 8 利用者は管理者よりご予約可能な日時・会場をご案内後、希望日を仮予約することができます。仮予約は利用者が仮予約の意思表示後、管理者の承諾をもって完了とし、期日に制限はございません。
- 9 仮予約は1番手から3番手まで受付いたします。先に仮予約をしていた利用者がキャンセルした場合、仮予約を受け付けた順番に沿って番手を繰り上げます。
- 10 当施設のご利用につきましては、本申込みを優先いたします。仮予約期間中であっても、他にご利用希望者様より本申込みのご意向が示された場合、一番手のお客様より順に、管理者からのご連絡から翌3営業日以内に利用契約締結に進んでいただくか、仮予約をキャンセルされるかのご判断をお願いしております。
- 11 仮予約期間内に利用者は本申込みの有無を管理者までご連絡ください。ご連絡後、管理者よりご利用時間とご利用可能会場等を記載した「利用申込書」を送付いたします。なお、ご利用時間は設営・準備から利用者が設置した全物品の撤去を含む原状回復作業完了など入室から退室までの一切の時間を含みます。
- 12 利用者は前述の「利用申込書」の内容をご確認後、必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返送ください。管理者にて「利用申込書」の受理をもちまして、本申込及び利用契約成立といたします。

第3条（届出内容の変更）

- 1 前条第1項に規定する「利用申込書」に利用者が記載した事項その他の利用者が管理者に届け出た事項に変更が生じたときは、利用者は、速やかに管理者所定の方法により変更内容を届け出るものとします。
- 2 利用者が前項の届出を怠ったことにより管理者から利用者への連絡、通知等が利用者には到達せず、又は遅延したために利用者に損害が生じた場合であっても、管理者はその責任を負いません。

第4条（利用料金）

- 1 利用者は、管理者が定めたご利用料金表に従い、当施設の利用料金を管理者に支払うものとします。
- 2 利用者は当施設のご利用終了後、別途管理者が定める期日までに、利用料金を管理者に支払うものとします。管理者はご利用終了後、速やかに利用料金の請求書を利用者が指定する送付先へ送付するものとします。
- 3 利用料金の支払期日はご利用の当月末日締めとし、その翌月末日とします。ただし、当該支払期日が金融機関の休業日（土曜日、日曜日、国民の祝日、その他金融機関が休業する日をいいます。）に当たる場合はその直前の金融機関の営業日を支払期日とします。
- 4 利用者は、前述に定める支払期日までに利用料金を日本円建てにて管理者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支払うものとします。
- 5 前述の支払に際し生じる振込手数料（振込手数料、被仕向け送金手数料、円為替取扱手数料等、その他一切の振込関連費用をいいます。）および利用料金に係る消費税、地方消費税等の公租公課は、すべて利用者にてご負担ください。

第5条 利用者の責務

- 1 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって当施設を利用し、全て自らの責任と負担にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備および催事終了後の原状回復作業を行ってください。利用者は、利用期間の満了又は解除等により利用契約が終了したときは、利用者の費用負担において当施設内に存する利用者の物品等の一切を搬出して当施設を原状に回復し、当施設を明け渡さなければなりません。利用契約終了時まで利用者が当施設を明け渡さないときは、利用者は、明け渡し完了に至るまでの利用料金の倍額の損害金を管理者に支払い、かつ、明け渡し遅延により管理者に生じた損害を賠償しなければならないものとします。
- 2 利用者は、利用開始日の1ヶ月前までに、当施設を利用するにあたって必要な受付、人員整理、誘導、特別来場者および警備について管理者と打合せし、管理者の承諾を得たうえで決定するものとします。利用者は、当施設を利用するにあたって必要な受付、人員整理、誘導、特別来場者対応および警備を、全て利用者自らの責任と負担にて行うものとします。
- 3 利用者の責任担当者は、ご利用期間中、当施設に必ず常駐してください。また人身事故や物品盗難・破損事故などが起きないように常に万全の配慮を講じてください。万が一、上述の事故などが発生した場合は、管理者は一切の責任を負いません。
- 4 利用者はご利用期間中、管理者より指示があった場合はそれに従ってください。また、管理者が当施設の維持、保安および管理などのためにご利用中にいつでも当施設の適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講じることを認め、この場合、管理者に協力してください。
- 5 利用者は、当施設、当施設の入っている建物内、建物周辺（以下「当施設および近辺」といいます。）における観客の誘導を、管理者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならないものとします。
- 6 利用者は不測の事態に備え、あらかじめ非常口、消火設備、避難方法などをご確認の上、利用者の関係者及び来場者などに対して周知してください。地震、火災その他の非常事態が生じた場合、管理者の指示に従ってください。また、関係諸官庁からの指示があった場合は、利用者は自らの責任でこれに従い対処してください。
- 7 利用者は、必要に応じて、自らの責任と費用にて損害賠償保険や傷害保険などに加入してください。
- 8 上述の事項に違反、または、その他管理者の指示した事項に従わないと管理者が判断した時点で、第2条第6項と同様の取り扱いとなります。
- 9 来場者への案内や利用者のSNS等の媒体に「東京タワー」の名称及び画像を掲載される場合、事前に管理者にその内容をご提示いただき承認を得てください。また東京タワー及び管理者からの指示があった場合はこれに従ってください。
- 10 ご利用により発生したゴミはすべてお持ち帰りをお願いいたします。
- 11 「東京タワーフットタウン」の閉館時間（23：00）までにお客様の完全退館が必須となります。
- 12 館内での物販をされる際は、販売手数料として売上の15%を頂戴いたします。
- 13 感染症対策は都のガイドラインに従い実施下さい。違反が見られた場合には修正依頼を行う場合がございます。

第6条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならず、また、観客その他第三者にこれらを行わせてはならないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 管理者又は他の利用者の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 管理者に対して虚偽の届出をする行為

- (4) 管理者による当施設の提供を妨害する行為
- (5) 自ら又は第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて管理者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- (6) 管理者の承諾なくして当施設および近辺で物品の販売、募金、およびチラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、またはこれに類する行為を行うこと
- (7) 当施設および近辺に危険物を持ち込むこと
- (8) 利用者がチケットを販売する場合、反社会的勢力およびその構成員ならびにその関係者にチケットを販売すること
- (9) 反社会的勢力およびその構成員ならびにその関係者をホールに入場させること
- (10) RED° SKY STADIUMのLEDステージ上で飲食を行うこと
- (11) 管理者指定の場所以外の場所で飲食、喫煙すること
- (12) ゴミを投棄するなど、当施設および近辺を不衛生な状態にすること
- (13) 騒音、振動、異臭を発するなど当施設および近辺に迷惑となる行為をすること。また、出演者および来場者をして、騒音、振動が発生するおそれのある行為（ダイブ・モッシュ・ジャンプ等）をさせること
- (14) 当施設の壁、床、器具その他および備品の一切に対し、汚損、損傷または破壊等の悪影響を及ぼすおそれのある行為をすること。また、建物、付帯設備への釘打ちおよびガムテープ貼りをすること
- (15) 暴力行為、無謀行為等自己および他人に危険を生じさせる行為をすること
- (16) 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康に支障を来す演出、または博打等、社会通念を逸脱する企画を行うこと
- (17) 自転車、バイク、自動車などを路上駐車すること
- (18) 利用者、関係者等が当施設利用後に飲酒運転を行うこと。また、当施設利用後に運転を行う者に、飲酒を勧めること
- (19) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体の持込
- (20) 管理者の保有する画像・名称・連絡先等及び「東京タワー」の保有する画像・名称を無断で利用すること
- (21) 管理者の事前の承諾を得ずに火気の利用および調理を行うこと
- (22) 前各号の他、管理者が当施設および近辺の諸設備の維持または保全のために禁止した事項
- (23) 前各号の他、当施設および近辺で、顧客その他の第三者に迷惑を及ぼす言動および行為、管理者が禁止した事項
- (24) 当施設の運営趣旨に反する行為をすること、またはするおそれがあること
- (25) 公序良俗に違反する行為をすること、またはするおそれがあること
- (26) 当施設の呼称、ロゴ、その他の標章を政治目的、政治活動、選挙活動、政党活動のために使用すること
- (27) 当施設の呼称、ロゴ、その他の標章を、管理者の同意なく特定の社会目的、社会的活動、団体活動のために使用すること
- (28) 管理者、他の物品提供者、当施設、施設利用者等の関係者の名誉、信用、人格的あるいは財産的利益、業務の遂行を害する行為をすること、もしくはこれらの関係者と利益の相反する行為を行うこと、またはこれらをするおそれがあること
- (29) その他管理者が合理的理由に基づき同意しない行為

第7条 機材・備品のご利用

- 1 利用者は「利用申込書」記載のご利用会場に付帯する機材・備品をご利用できます。なお、機材・備品等は在庫に限りがございますので、ご利用できない場合がございます。
- 2 利用者のご利用希望の機材・備品をご利用の前に管理者と打合せの上、管理者の指示に従って、ご利用ください。利用者が依頼して外部業者など第三者が利用する場合も同様といたします。
- 3 当施設の機材・備品の故障等により、利用者の目的が達成されない場合であっても、当該機材・備品のご利用料金の返還以上の損失補償はいたしません。

第8条 搬入出・工事等に関する注意事項

- 1 搬入・搬出作業は「東京タワーフットタウン」の規則に従い実施をお願いしております。当施設への搬入・搬出物（宅配便を含む）がある場合、利用者は事前に管理者へご相談ください。
- 2 搬入・搬出作業は東京タワーフットタウン閉館後の夜間から早朝に限ります。
「搬入・搬出可能時間」 23：30～翌7：30
- 3 東京タワーフットタウンの営業時間外の入館、作業には作業届による申請が必須となります。
- 4 東京タワー隣接の駐車場は管理者の管轄ではございません。ご利用の際は駐車場の係員のご案内に従いご利用ください。
- 5 搬入・搬出に使用した車両の留置は「駐車許可証」に記載の日付にて駐車場の営業時間外であれば可能です。営業時間中は駐車券を切ってご利用をお願いいたします。
- 6 東京タワーフットタウンの敷地内にかかる搬入・搬出作業は必ず搬入・搬出ルートへの養生が必須となります。搬入・搬出の時間や経路、養生の方法などは管理者の指示に従って実行してください。なお建物の構造体に影響を及ぼすおそれのある重量物を搬入・搬出又は設置することはできません。養生の不備・未設置による傷・汚れが発覚した場合、修繕費をご請求いたします。
- 7 当施設内にて装飾等の施工が必要な場合、利用者は事前に管理者へご相談の上、施工内容が記載された書面（施工図面、仕込図面など）をご提出ください。なお、「利用申込書」記載のご利用会場でのみ実施してください。なお施工時に建物敷地内や近隣に対して迷惑を及ぼす騒音、振動、異臭等を伴う場合は、管理者の判断にて、施工時間の制限や施工中止を指示しますので、利用者はそれに従ってください。なお、それに伴い、費用が新たに発生した場合は、利用者にてご負担ください。
- 8 当施設内における電気工事、回線工事が必要な場合、利用者は事前に管理者へご相談ください。管理者と相談して決定した工事内容を、利用者の責任と費用負担で実施し、免許・資格が必要な作業が発生する場合は、管理者は利用者へ当該免許・資格証などの提出を求めることができます。

第9条（秘密保持）

- 1 秘密情報とは、有形無形を問わず、利用契約に関連して相手方（以下、本条において情報を開示した当事者を「開示者」といい、開示を受けた当事者を「受領者」といいます。）から提供された営業上、技術上、人事上、その他すべての業務上の情報を意味します。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 受領者が開示者により受領した時点で既に公知の情報
 - (2) 受領者が開示者より受領後、受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 受領者が、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 受領者が、秘密情報によらず独自に開発した情報

- (5) 受領者が、開示者の事前の書面による承諾に基づき、第三者に対する開示が承認された情報
- 2 秘密情報については、開示者の事前の書面による承諾がない限り、複製、第三者に開示若しくは漏洩し、又は利用契約の遂行以外の目的に使用してはならないものとします。
- 3 前項にかかわらず、法令、行政機関又は裁判所の命令等によって秘密情報の開示を義務付けられた場合、受領者は、直ちに開示者に対してその旨を通知した上で、これを開示することができるものとします。
- 4 受領者は、利用契約が終了した場合又は開示者から請求があった場合、開示者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還又は破棄するものとします。

第10条（当施設の利用の停止）

- 1 管理者は、以下の項目に該当する場合、利用契約成立後であっても、当施設の全部又は一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 天災、火災、緊急事態宣言等の不可抗力、その他管理者の責任に帰することができない事由により当施設のご利用が困難になった場合
 - (2) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
 - (3) 当施設の運営上、止むを得ない事由が生じた場合
 - (4) 官公庁の命令、その他の事由が生じた場合
 - (5) 反社会的勢力、違法な行為を行う恐れがある団体との関係が発覚した場合
- 2 前項の場合、管理者は、利用者に対し、事前に当施設の利用を停止する旨及びその期間を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。
- 3 本条に基づく当施設の利用の停止により利用者が生じた損害については、管理者はその責任を負いません。

第11条（当施設の利用の禁止及び利用契約の解除）

- 1 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、管理者は、何らの催告を要することなく直ちに利用者による当施設の利用を禁止し、又は当施設の利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、管理者の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないこととします。
 - (1) 本規約に違反する行為をしたとき
 - (2) 第2条第6項各号に該当したとき
 - (3) 営業停止又は営業の免許、許可等の取消処分を受けたとき
 - (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
 - (7) 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
 - (8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本規約及び当施設の利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (9) 前各号の一に該当するおそれがあると認められる合理的な事由があるとき
- 2 前項に規定する場合、利用者が管理者に対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

第12条（利用者による解約）

- 1 利用者は、当施設の利用日までに利用契約を解約する場合、管理者にメールを送付する方法により、当施設の利用契約を解約することができます。管理者からの解約受領のメー

ルでの連絡をもちまして、利用契約の解約が成立します。

- 2 前項に基づき当施設の利用契約が解約された場合、利用契約の解約が成立した日に応じ、以下のキャンセル料を申し受けます。
 - ① 利用契約成立からご利用日の61日前の場合 実費総額
 - ② ご利用日の60日前から31日前の場合 利用料金の50%+実費総額
 - ③ ご利用日の31日前から11日前の場合 利用料金の100%+実費総額
 - ④ ご利用日の10日前から当日の場合 お見積り総額の100%+実費総額※ ご利用日当日についてはご利用の有無を問わず、ご利用されたものとみなします。
- 3 利用契約成立後の日時変更・短縮の場合も、前項の定めに従いキャンセル料を申し受けます。
- 4 機材・備品、飲食、人員などの手配をお申込後に利用契約を解約された場合、その内容に応じたキャンセル料を申し受けます。

第13条（管理者の損害賠償責任）

- 1 管理者は、故意又は重大な過失がない限り、当施設の利用に起因又は関連して生じた利用者および関係者のいかなる損害も賠償・補償しないものとします。また、管理者が何らかの責任を負う場合であっても、管理者の損害賠償責任は、管理者の故意又は重大な過失により通常かつ現実に生じた損害の範囲に限られるものとし、その賠償額は、利用者が管理者に支払った利用料金の額を上限とします。なお本項は請求原因の如何を問わず、利用者に対して管理者が負う責任（不法行為責任を含む。）のすべてに適用されるものとします。
- 2 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスその他の事由により利用を中止することとなった場合でも、管理者は利用者に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
- 3 利用者が、利用契約の遂行に関して来場者、関係者その他第三者との間で紛争を生じた場合、利用者はその責任と費用負担において単独で処理するものとし、管理者に一切迷惑を掛けないものとします。
- 4 利用契約の遂行にあたり、第三者からの管理者が賠償責任を求められ、管理者が賠償金を第三者に支払った場合、管理者は利用者に対しその賠償金額を求償するものとします。

第14条（利用者の損害賠償責任）

- 1 利用者は、その責めに帰すべき事由により当施設の利用に起因又は関連して管理者又は他の利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 2 利用者やその関係者が当施設を利用するに際し、設備・備品等を含む当施設の一切に対し、汚損・紛失または破損した場合、また、残置物がある場合、利用者は管理者に対して、原状回復のための費用やそれに伴い管理者が被った損害を賠償していただきます。
- 3 ご利用期間中に来場者やその他第三者に人身事故や物品盗難など損害が生じた場合、当施設の問題に起因する場合を除き、利用者は自らの責任と費用にて直接賠償してください。
- 4 前項の場合、利用者は管理者の指示に従い、管理者の財産上の負担がないように、信用回復等の措置をとってください。また、管理者が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、管理者は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとします。

第15条（諸官庁・機関への届出）

- 1 利用者は当施設のご利用に際し、法令に定められた事項を所轄の諸官庁・機関へ届け出を行い、その指示に従ってください。この場合、利用者は届出内容について事前に管理者

の承諾を受け、かつ、諸官庁・機関からの指示の内容を管理者へ通知してください。
2 万が一、届出不備のため、ご利用が不可能となった場合、管理者は管理者は当該届出不備が管理者の責に帰す場合を除き、一切の責任を負いません。

第16条（譲渡禁止）

利用者は、本規約及び当施設の利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができません。

第17条（通知）

管理者から利用者への通知は、利用者が当施設の利用契約の申込時に管理者に届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第18条（準拠法）

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

本規約及び当施設に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（本規約の変更）

管理者は、管理者が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、管理者は、管理者のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。但し、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、管理者所定の方法で利用者の同意を得るものとします。